

産業廃棄物処分業許可証

住所 秋田県秋田市新屋島木町1番82-2号

氏名 豊興産株式会社
代表取締役 石黒 望

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

秋田市長 穂積



許可の年月日 平成25年12月5日

許可の有効年月日 平成30年12月4日

1. 事業の範囲
(裏面別表1のとおり)

2. 事業の用に供するすべての施設
(裏面別表2のとおり)

3. 許可の条件
(裏面別表1のとおり)

4. 許可の更新又は変更の状況

更新許可年月日：平成10年11月24日

変更許可年月日：平成11年11月10日

許可証書換年月日：平成15年3月5日

更新許可年月日：平成15年12月5日

更新許可年月日：平成20年12月5日

更新許可年月日：平成25年12月5日

許可証書換年月日：平成29年10月1日

中間処理（天日乾燥）を追加
事業の一部廃止による許可証書換

許可証書換年月日：平成29年10月17日

水銀使用製品産業廃棄物等の記載内容追加による許可証書換え
本店所在地の変更による許可証書換え

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有・ 無

(別表 1)

施設の区分 種類	中間処理（脱水）		中間処理（天日乾燥）	
	取扱	特記事項	取扱	特記事項
燃え殻	×		×	
汚泥	○		○	
廃油	×		×	
廃酸	×		×	
廃アルカリ	×		×	
廃プラスチック類	×		×	
紙くず	×		×	
木くず	×		×	
繊維くず	×		×	
動植物性残さ	×		×	
動植系固形不要物	×		×	
ゴムくず	×		×	
金属くず	×		×	
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず*	×		×	
鋳さい	×		×	
がれき類	×		×	
動物のふん尿	×		×	
動物の死体	×		×	
ばいじん	×		×	
政令第2条第13号に規定の産業廃棄物	×		×	
自動車等破砕物	×		×	
石綿含有産業廃棄物	×		×	
水銀使用製品産業廃棄物	×		×	
水銀含有ばいじん等	×		×	

以上取り扱う産業廃棄物は特別管理産業廃棄物であるものを除く。

[備考]・表中の「○」は取り扱うことができるもの、「×」は取り扱うことができないものを示す。
 ・※コンクリートくずにあつては、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。

(別表 2)

施設の種類	設置場所	設置年月日	能力 (処理能力又は埋立面積・埋立容量等)	許可年月 (又は設置届出年月日)	許可番号	備考
脱水施設	秋田県秋田市新屋町 字関町後232番地1	昭和56年5月20日	64m ³ /日・8m ³ /時 稼働時間8時間/日	昭和56年4月2日	—	移動・固定 併用
天日乾燥 施設	秋田県秋田市新屋町 字関町後232番地1	平成11年9月28日	15.49m ³ /日	許可対象外	—	

※移動・固定併用施設…移動で使用する場合は、発生現場内に限る